

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 川村 伸浩

- 1 日時
令和5年3月17日（金曜日）
午前10時0分開会、午前11時35分散会
- 2 場所
第2委員会室
- 3 出席委員
川村伸浩委員長、千葉盛副委員長、伊藤勢至委員、郷右近浩委員、柳村一委員、
工藤勝子委員、米内紘正委員、ハクセル美穂子委員、高田一郎委員、上原康樹委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
及川担当書記、高井担当書記、和田併任書記、岩淵併任書記、小川併任書記
- 6 説明のため出席した者
藤代農林水産部長、千葉技監兼農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、
橋本技監兼林務担当技監兼全国植樹祭推進室長、佐藤副部長兼農林水産企画室長、
照井農政担当技監兼県産米戦略室長、中野参事兼団体指導課総括課長、
工藤技術参事兼林業振興課総括課長、森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長、
高橋農林水産企画室企画課長、臼井農林水産企画室管理課長、
竹澤農業普及技術課総括課長、米谷畜産課総括課長、
高橋畜産課振興・衛生課長、鈴木森林整備課総括課長、砂子田森林整備課整備課長、
安藤森林保全課総括課長、太田水産振興課漁業調整課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案の審査
 - ア 議案第63号 権利の放棄に関し議決を求めることについて
 - イ 議案第65号 岩手県滝沢森林公園の指定管理者を指定することに関し議決を
求めることについて
 - ウ 議案第66号 岩手県千貫石森林公園の指定管理者を指定することに関し議決
を求めることについて
 - エ 議案第67号 岩手県立緑化センターの指定管理者を指定することに関し議決
を求めることについて

(2) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○川村伸浩委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

それでは、議案の審査を行います。議案第 63 号権利の放棄に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○中野参事兼団体指導課総括課長 議案第 63 号権利の放棄に関し議決を求めることについて御説明をいたします。

議案（その 3）142 ページでございます。内容につきましては、お手元に配付しております資料により御説明をいたします。

1、提案の趣旨であります。箱囲みの中に林業改善資金について記載しております。この資金は、経営改善や新たな生産販売方式の導入等を図ろうとする林業従事者等に対し、県が特別会計を設け、無利子で貸し付けを行う制度資金でございます。

今回提案する議案は、林業改善資金の貸し付けを受けた者及び連帯保証人からの貸付金債権の回収が不可能となったことから、当該債権の権利を放棄するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2の権利放棄の内容について御説明をいたします。未回収となっている貸付金の元金及び違約金を権利放棄しようとするものであり、1 件目の〇〇〇〇については、違約金 74 万 7,365 円、2 件目の大槌林産株式会社については、元金 144 万円及び違約金 12 万 5,896 円、3 件目の〇〇〇〇については、元金 207 万 1,162 円及び違約金 14 万 5,135 円をそれぞれ権利放棄しようとするものです。

なお、収入未済額と権利放棄する額とは通常同額になります。一方、この後に説明する 2 件目の大槌林産株式会社については、民事再生手続により再生債権の 60%相当額が免責されたことが権利放棄の理由となっていることから、権利放棄する額は、再生債権の 60%相当額となります。よって、3 件目の民事再生手続の影響を受けない連帯保証人の〇〇〇とは権利放棄する額が異なるものでございます。

3の権利放棄の理由について御説明をいたします。(1)の〇〇〇〇は、間伐と作業道開設を行う資金として昭和 55 年に 300 万円の貸し付けを受けましたが、木材不況のため木材業を廃業せざるを得なくなり、滞納が生じました。滞納していた元金は平成 6 年に完済し、その後も違約金の返済を続けましたが、違約金は完済できず、平成 28 年に死亡いたしました。法定相続人 11 名は全員相続放棄をしたことから、〇〇〇〇については、相続人不存在

の状態となりました。県は、連帯保証人2名とも面談、督促を重ねました。1名は、みずから営む事業の経営が厳しく、保証債務を履行できず、令和3年に時効を援用いたしました。もう一名は、みずから営む事業の経営が厳しく、保証債務を履行できず、平成31年に死亡し、法定相続人4名全員が令和3年に時効を援用いたしました。以上により、〇〇〇〇に対する債権の回収が不可能となったものでございます。

(2)の大槌林産株式会社は、クレーンつき作業車を購入する資金として、平成8年に600万円の貸し付けを受けましたが、保証人となっていた会社の倒産により負債を抱え、滞納が生じました。同社は、平成13年4月、民事再生手続の開始を裁判所に申し立て、同社に対する再生債権のうち60%相当額を免責し、40%相当額を10年分割で返済する内容の再生計画が平成14年4月に認可されました。同社は、県への返済を続けましたが、事業の不振から休眠状態となり、会社資産も全て処分されました。同社は、残債務額を完済できず、残債務額については、同社の代表清算人が令和3年に時効を援用いたしました。県は、連帯保証人3名とも面談、督促を重ねました。1名は、大槌林産株式会社の代表取締役で、同社の担保物権として個人資産を全て処分されており、保証債務を履行できず、令和3年に時効を援用いたしました。1名は、みずからが代表取締役を務めていた会社が倒産し、会社資産も個人資産も全て処分され、保証債務を履行できず、令和3年に時効を援用いたしました。残る1名は、(3)の〇〇〇でございます。同人は、みずからが代表取締役を務めていた会社が平成13年に倒産をいたしまして、自身も平成17年に破産免責決定が確定し、同人に対する債権全額が免責されました。以上により、大槌林産株式会社及び〇〇〇〇に対する債権の回収が不能となったものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○川村伸浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第65号岩手県滝沢森林公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてから議案第67号岩手県立緑化センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてまで、以上3件を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○安藤森林保全課総括課長 議案第 65 号岩手県滝沢森林公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第 66 号岩手県千貫石森林公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第 67 号岩手県立緑化センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上 3 件を一括して御説明申し上げます。

議案（その 3）の 146 ページから 148 ページでございますが、便宜お手元に配付しております資料により御説明させていただきます。

資料の 1 ページをごらんください。1 の提案の趣旨についてであります。現在指定管理者制度を導入し、管理運営を行っている岩手県滝沢森林公園、岩手県千貫石森林公園、岩手県立緑化センターの 3 施設について、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの指定管理者を指定することに関し、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、2 の指定管理者候補者の概要についてであります。岩手県滝沢森林公園につきましては株式会社仙北造園を、岩手県千貫石森林公園につきましては株式会社小友木材店を、岩手県立緑化センターにつきましては有限会社山一木材をそれぞれ指定管理者として指定しようとするものであります。

次に、3 の指定管理者候補者選定の経緯についてであります。選定に当たりましては、外部有識者など委員 4 名から成る指定管理者選定委員会を設置し、指定管理者募集要項の審査や申請内容の書面審査、面接審査等を実施し、候補者を選定したところです。

資料の 2 ページ目をお開き願います。選定委員会委員及び選定委員会の開催状況は、表に記載のとおりであります。指定管理者の募集に当たりましては、(2)に記載のとおり、森林公園 2 施設及び岩手県立緑化センターは、公募により候補者を募集しました。募集期間は、令和 4 年 11 月 25 日から 12 月 27 日までの期間を設定して申請を受け付けたところです。

(3)、申請団体数についてであります。全施設についていずれも新規の団体から申請があったところです。

(4)、選定方法についてであります。1 月 12 日に開催した第 4 回選定委員会において、提出された事業計画や事業内容等について書類審査及び面接審査を実施したところです。選定基準は、①から④に記載したとおりです。

資料の 3 ページ目をお開き願います。次に、4 の指定管理者候補者の選定理由について御説明いたします。選定委員会における審査の結果、(1)、岩手県滝沢森林公園については、施設管理に当たって十分な実績があり、また施設の特徴を生かせる職員の配置を検討するなどの工夫が見られるほか、ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化など利用者へのサービス提供に係る新たな取り組みが見られること、(2)、岩手県千貫石森林公園については、施設管理や運営について十分なノウハウを有しているほか、木育の促進などすぐれた取り組みを行っており、また施設周辺の環境を生かしたイベント開催の検討等、施設

運営に係る工夫が数多く見られること、(3)、岩手県立緑化センターについては、森林整備に関する知識を十分に有しているほか、地元広報誌等を活用した広報計画や地域住民との協働による清掃活動、緑化祭りの開催の検討等、地域と連携した施設運営に係る工夫が見られることなどが評価され、応募者をそれぞれの指定管理者の候補者として選定したところであります。

資料の4ページ目をお開き願います。資料4ページ目から資料6ページまでは、それぞれの施設の概要を1枚にまとめて添付しております。資料4ページ、岩手県滝沢森林公園の概要についてであります。1として施設の設置目的、2として施設の所在地、3として平成30年度以降の利用者数と指定管理料の状況、4として今回設定しようとする債務負担行為限度額の状況、5として位置図及び施設概要図を記載しております。

他の施設についても同様の記載としておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川村伸浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○郷右近浩委員 指定管理についてですが、債務負担行為限度額の令和5年度がゼロとありますが、そのような状態でよろしいのかという確認が1点と、1回目の公募で3施設とも応募者なしということで、再公募によって3施設それぞれ1者ずつ申し出があったということですが、1回目の公募で応募者がなかった理由と、再公募で応募があった理由、その点についてどのように分析しているかお知らせいただければと思います。

○臼井管理課長 郷右近浩委員の御指摘のとおり、令和6年度からの債務負担行為の限度額を設定しております。令和5年度の支出につきましては、当初予算案として提案させていただいております。

○郷右近浩委員 増額ということなのですか。

○臼井管理課長 はい、増額しているものでございます。

○鈴木森林整備課総括課長 私からは、緑化センターに係る経緯について御説明いたします。

第1回目の応募がなかったことから、現管理者に応募がなかったことについてお聞きしたところ、大変やりたかったけれども、人の手配ができず応募できなかったというお話がありました。

1回目の応募がなかったので、すぐに次の応募者に向けて、林業事業者、造園関係者、緑化関係者などあらゆる方々にお声をかけて、説明してまいりました。御説明した会社の中から今回応募をいただいたという経緯でございます。

○安藤森林保全課総括課長 森林公園2公園の関係ですが、どのような原因だったのかというお話なのですが、現行の指定管理者から応募をいただけなかった理由につきましては、両方の指定管理者ともに会社としての総合的な判断というお話がございまして、詳細な理由までは詳しくはわからない状況でした。

2回目について、今回どのような案件から手を挙げてきたのかという話ですが、私ども

も広く普及啓発等をして、知っている方々を通じての接触とかそういうようなものやっ
て、何とか御応募いただいた状況でございます。

○郷右近浩委員 わかりました。

今回これまでやっていた指定管理業者の方々がこれ以上受けられないといっ
たような形で新規の方々が出てきていただいていたことは本当によかったと、純粋に思う
ところであります。

ただ、前にも少しお話しさせていただいたと思いますけれども、業務の内容がこの予算
額では少し大変だというのが見えるように思います。少し整備がなっていないというよ
うな話もあります。県の森林公園、緑化センターも含めてですけれども、いいものにして、
県民、またさらには県外から来た方々が森林公園を訪れたときにすがすがしい気持ちであ
ったりとか、さまざまなものを感じていただける、そうした施設であってほしいと思いま
す。ですので、しっかりと管理できる形にしていったほうがいだろうと思っております。

いわての森林づくり県民税は、いろいろ用途を決めているわけですが、そうしたものも
使いながら、本当にいいものにしていただきたいと、そのような思いを持っております。

今回5年間の指定管理ということで、金額も決まっているわけでありましてけれども、た
だその中にあっても例えばイベントであったり、そのフィールドを使って何かするといっ
たところに県が加わって、いろいろな形で予算をつけながらできると思います。また、さ
らには5年後、森林公園をどのようにしていくかという議論をこれからしっかりと考えて、
そして稼動していただければと思います。考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○橋本技監兼林務担当技監兼全国植樹祭推進室長 ただいまの御質問についてですけれ
ども、今回の森林公園、それから緑化センターの関係につきましては、財源については郷
右近浩委員のお話もありましたけれども、森林環境譲与税を一部充てて予算を措置してお
ります。

それから、今後のあり方につきましては、今回指定管理をお願いする予定のところにつ
きましては、例えば木育の関係にかなり精通した方などに手を挙げていただきましたので、
自主事業での伸び代にかなり期待しておりますので、今回認めていただければ、今後5年
間、この方々がどういった形での自主事業をしていくのかということも含めまして、森林公
園、それから緑化センターが県民に広く使えるように状況をしっかりと把握しながら対応し
ていきたいと考えております。

○郷右近浩委員 ぜひお願いしたいと思います。特に本年は、全国植樹祭が岩手県で行わ
れるということでもあります。全国植樹祭の場所だけ、例えば陸前高田市だけ、そこに行っ
て、わあ、よかった、よかったという話ではなくて、森林に対してさまざまな思いを持っ
ている方々が岩手県内のこの状況を見る機会もふえるのではないかと考えておりますし、
そうなってほしいと考えております。

これを契機にしっかりと岩手県としても木を守り育て、教育、そしてさらには利活用、

さまざまな形で使えるように展開していただきたいと思いますので、よろしく願いして質疑を終わらせていただきます。

○柳村一委員 私も郷右近浩委員とほぼ一緒なのですが、指定管理料はどのように算定されているのかお伺いします。

○安藤森林保全課総括課長 森林公園の管理料などの算定方法ですが、どのくらいの人件費がかかるとか、そういうものを積算しまして、事業費を積み上げております。

○柳村一委員 指定管理制度というのは、ある程度請け負う人たちがこういう事業をやりたい、ここをこういう具合に生かしたいというのを選考委員会が審査して決めるわけですよ。先ほどおっしゃっていたけれども、お願いしてなってもらったとか、そうなってくると、人件費が幾らでこのぐらいで刈り払いは年に何回やれば良いというような、そういう算定方法ではないのかと、森林公園を生かすための指定管理者の選定でないような感じがするのですけれどもいかがでしょうか。

○白井管理課長 指定管理者の公募の際でございますけれども、県として施設の管理者としてどういった仕様にするかといったところを示して、それから先ほど安藤森林保全課総括課長から申し上げたとおり、それに係る費用を県で積算をしまして、その上で限度額を示して、その中で提案を募集するという形にしております。

そういった内容でありますことから、あくまでもその仕様を満たすような形での御提案をいただくということで公募をしているものでございまして、公募の内容を委員会で審査して、今回指定管理者候補者を決定させていただいて御提案させていただいております。

○柳村一委員 ということは、限度額があつて、この範囲内で管理してもらいたいということだろうと思いますけれども、例えば私の家の近くの滝沢森林公園ですが、たまに中に入ってみたりするのですけれども、木が倒れて危ないといってトラロープを張って「入るな」と警告している箇所がどんどんふえていっているのです。そういう箇所をしっかりと整備することが指定管理者にとって必要な部分ですよ。であれば、そこまで手が回っていないということなのですから、県が考えている限度額では足りないのではないのでしょうか。

そういうことを考えると、今回なり手がなくて、少しずつ金額は上がっていますがけれども、この金額で事業が到底できるとは思えないような気がするのです。もう一度この金額でいいかどうか、その辺を庁内でしっかりと御議論されているのでしょうか。

○安藤森林保全課総括課長 指定管理料の増額の関係につきましては、その都度例えば自然災害で木が倒れているとか、その関係でトラロープを張って、不通になっているというお話もありましたが、それは別途リスク管理で協議していただいて、そこで増額するという手段をとっております。

○柳村一委員 であれば、今までの指定管理者が県に対してそういうことを申し出ていなかったから、ああいう形になったという捉え方でいいのでしょうか。

○安藤森林保全課総括課長 全てというわけではなく、小さいところのような作業は指定

管理者に便宜上やっただけでいる状況です。

○柳村一委員 今回は5年間請け負っていただいた指定管理者に感謝しつつ、今後契約の際にはしっかり精査して、森林公園を県民が気持ちよく使えるように整備に当たっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○高田一郎委員 今回提案された3施設については、先ほどの説明だと最初は応募がなかったということで、再公募になったという説明でありました。

農林水産部関係の指定管理者で、再公募しなければならなかったという事案はこれまであったのかお聞きしたいと思います。

それと、今回新しい指定管理者に替わったわけですが、これまでの指定管理者に対する県民の皆さんからの苦情や要望がどうだったのか、また毎年県も指定管理者に対するさまざまな評価をしていますけれども、指定管理者から県に対してさまざまな要望もあったと思います。その要望の中身について示してください。

○臼井管理課長 これまでの農林水産部所管の指定管理施設の再公募状況でございますが、これまで実績はなく、今回実施したのが初めてです。

○鈴木森林整備課総括課長 緑化センターに関しての事業者に対する苦情、要望の関係でございますが、特段苦情や要望というのは私どもでは把握しておりません。

事業者からのお話は、施設が老朽化していますので、修繕費用が当初の金額でできない場合がありますので、そういうことでどうにかできないのかというお話がございました。

○安藤森林保全課総括課長 森林公園についての県民からの苦情等につきましては、先ほどおっしゃいました木の伐採の関係とか、あとは施設の老朽化のお話もありました。そのほかに施設管理者から県に対する要望に関しましては、その対応をどうしたらいいのかというお話が結構ございまして、私どもでは、その中でリニューアル整備ということで、県民税を活用しましてバリアフリー化とか、あとは洋式トイレ、水洗化、そういうようなことからやっておりますし、施設の修繕に関しましては、一般財源を活用しまして修繕に努めております。

○高田一郎委員 農林水産部関係で、指定管理者再公募になったのは初めてだということだと思います。

今までの議論を聞いていますと、人の手配ができなかったとか、会社の総合的な判断だというお話でありましたけれども、ここはよく分析して対応する必要があったのではないかと思います。

そこで、今回は初めての業者ということで、先ほど選定理由についてもお話がありましたけれども、森林公園を管理する上では、自然観察指導員など知識や経験を持った方々に対応してもらうことが必要だと思うのです。

今回指定管理者が替わることによって、これまで働いていた方々が雇いとめになるのか、再雇用になるのか、知識や経験を持った方々が採用されて公園が維持管理されていくのか、お伺いしたいと思います。

○鈴木森林整備課総括課長 最初に、緑化センターに関してお答えいたしますと、指定管理者の技術者、造園の技術者ですけれども、現行の方を継続雇用する予定でございます。臨時的に現場作業にいた方についても継続できないか、本人に打診している状況でございます。

○安藤森林保全課総括課長 滝沢森林公園につきましては、鳥の観察ができるような特殊な観察指導員も現在おられます。その方々を次の管理者もお願いして、いろいろ手伝っていただきたいというお話をしております。

もう一点、千貫石森林公園につきましては、管理者がかわります。今までの管理者は建設業もされていますので、どちらかといえばそちらにシフトしたいとのことです。新しい管理者は、今までの管理者の協力を得ながら作業等していきたいというようにお話を聞いております。

○高田一郎委員 わかりました。

この三つの施設の職員体制、労働条件は令和4年度と5年度を比較してどうなっているのか伺います。

○鈴木森林整備課総括課長 緑化センターについてお答えいたします。

新しい指定管理者候補の方の計画におきましては、現行の職員体制を維持したいということで検討しているところです。

ただ、20人規模の従業員を抱えている会社ですので、現在の従業員との格差が生じることはあまり好ましくないので、今一緒に検討しております。本日も検討で職員等が伺っておりまして、県と前の管理者と今の管理者でどういう道がいいのか、職員を大切にするという社長の考えのようですので、その辺をしっかりとフォローしていくことになると思います。

○安藤森林保全課総括課長 森林公園の関係でございますが、滝沢森林公園につきましては、次の管理者は、今の管理者と同じ人数で対応することになっております。

それから、千貫石森林公園につきましては、今の管理者では、正規職員が6名に有期採用職員が2名の合計8名になっておりますが、次の管理者は、正規職員が1名に有期採用職員を3名、合わせて4名に減っております。今の管理者の6名の内訳としましては4名が刈り払い作業等に従事するその会社の建設業者の社員でございまして、その都度作業があるときに来て、作業をする方でございます。残りの2名が指定管理者業務の統括や会計管理等を行う社員となっております。

ですので、人数は減りますが、問題なく新しい管理者も対応できるというお話を聞いております。

○高田一郎委員 今のお話を聞いていますと、職員体制は基本的には現行のとおりになると、大きな変化はないという説明だったと思います。

ですが、事前にいただいた資料を見ますと、1人当たりの人件費が時給880円から900円とあります。最低賃金ぎりぎりという状況になってはいますけれども、公の施設で働く職

員の皆さんが低賃金でワーキングプアにならないような、そういう対応はしていくべきだと思います。これは、指定管理料が少ないのではないかという議論もありましたけれども、少なくとも1,000円とか1,500円になるように県としても努力をしていくべきではないかと思います。このことをお伺いして質問を終わりたいと思います。

○鈴木森林整備課総括課長 先ほど緑化センターの職員の体制、現行と同じと申し上げましたが、令和4年度は正職員3人で、あとはアルバイト的な方が2人で、令和5年度につきましては、正職員は2人でアルバイト的な方を3人ということで、人件費の圧縮に努めるということをございました。訂正させていただきます。

○安藤森林保全課総括課長 先ほどの職員の方々の給料が上がるような対応というお話ですが、私どもとしましては、自主事業で得た収益はその会社に入りますので、その中で給料が上がってほしいと考えております。引き続き今度指定管理者になられる方々と連携しながら対応していきたいと考えております。

○川村伸浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から第2期岩手県産木材等利用促進行動計画（最終案）についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○工藤技術参事兼林業振興課総括課長 それでは、第2期岩手県産木材等利用促進行動計画（最終案）について説明をさせていただきます。

2枚物の資料をごらんください。策定の趣旨でございます。現在の岩手県産木材等利用促進行動計画に基づくこれまでの取り組みや人口減少を踏まえまして、第2期行動計画を策定するものでございます。

計画期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間でございます。

3のパブリックコメント等の実施状況でございますが、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施しましたほか市町村や関係団体への意見照会、岩手県森林審議会及びいわて県産木材等利用推進協議会における意見聴取を行いました。

4の意見の反映状況でございますが、全部で23件の意見が寄せられまして、Aの全部反

映が3件、Bの一部反映が7件、Cの意見と計画案の趣旨が同一と考えられるものが4件、Dの施策等の実施段階で参考とさせていただくものが9件となっております。

5の主な修正内容でございますが、一つ目、行動計画策定の趣旨などを記載しております「はじめに」の部分に新たに行動計画の推進に関する項目を追加するとともに、「取組の方向と具体的な施策」について、県産木材のサプライチェーン構築の促進や多様な担い手の確保に関する取り組みの追加などを行っております。また、指標につきまして、新たに岩手県木づかい宣言事業者登録数を追加したところでございます。

計画の最終案の概要については、2ページをごらんください。最終案の概要につきまして、第2期行動計画の基本的な考え方は素案から変更ございませんが、主な具体的な施策につきましては、その下の表にありますⅡの県産木材等の適切な供給の確保に関する施策の3、県産木材等の流通及び加工体制の整備の促進につきまして、右欄の上から二つ目の記載を木材需給情報の共有による流通の効率化や関係者の合意形成を通じたマッチング支援等による県産木材のサプライチェーン構築の促進と、より具体的な内容に修正するとともに、大きなⅢの人材の確保・育成、普及啓発等に関する施策の一つ目、林業及び木材産業を担う人材の確保・育成についての右欄の上から二つ目に里山整備にみずから取り組む個人や組織などを対象に林業への参入を促すなど、多様な担い手の確保を追加するなど、パブリックコメント等でいただいた御意見を反映しております。

第2期行動計画の最終案の概要は以上となりますが、第2期行動計画の最終案の資料もお配りしておりますので、後ほどお目通しをいただければと思います。説明は以上でございます。

○安藤森林保全課総括課長 私からは、県有林の経営改善の成果と今後の取り組みについて御説明いたします。

県では、県有林の経営改善を図りながら事業を進めてきたところであり、今般5年ぶりに県有林事業の長期収支見直しを見直しましたので、これまでの経営改善の成果や今後の取り組みとあわせて御報告いたします。

まず、1の県有林の現状について、令和3年度末の現状を御説明いたします。(1)の経営面積については7万9,000ヘクタール余りで、県内民有林の約1割となっております。

(2)の森林資源構成は、一般的な伐採時期の目安となる50年生以上の森林が約47%を占めており、順次主伐期が到来しています。樹種別では、スギ、アカマツ、カラマツの3樹種が主体となっております。

(3)の長期借入金について、日本政策金融公庫からの借入金残高は、最新の状況での御報告となりますが、令和4年度末で639億円となり、平成19年度に林業公社と一元化した時点から450億円縮減しております。なお、償還は、令和42年度に完済の見通しとなっております。

次に、2の平成30年度から令和4年度までの5年間のこれまでの取り組みの成果について御説明いたします。(1)の収入の確保についてでございますが、アの立木販売ですが、

売払い実績は、令和5年1月末時点で23億5,200万円となっております、販売計画を上回り達成しております。また、イの岩手県県有林Jークレジットの販売については、約3,000万円の収入を確保しております。

(2)の債務残高について、アの繰上償還による将来利息軽減ですが、これは自然災害等により良好な成長が期待できず、将来採算が見込めない分収造林地をその他施業林として解約すること等により約8億8,000万円の繰上償還を行い、将来利息を約3億7,000万円軽減しております。また、債務の利子にかかるイの特別交付税措置の活用について、試算上約7億円が措置されているほか、(3)の森林整備については約6億4,000万円の国庫補助金を活用し、自己負担額を縮減しております。

次に、3の今後の取り組みということで、令和5年度から令和9年度までの間についての取り組みを御説明いたします。県では、これまでの成果を踏まえながら、次の取り組みによりさらなる収入確保や経費縮減を図ることとしております。

(1)の収入の確保のアの計画的な立木販売の実施については、安定した収入確保を図るため、期限到来事業区の増加に対応し、計画的に立木販売を実施してまいります。

次のページをごらんください。イの立木調査面積の拡大について、立木販売面積の増加に対応するため、ICT技術である航空レーザー計測による立木調査の効率化を図り、計画的に調査面積を拡大します。また、ウの県有林Jークレジットの販売促進については、新たな県有林Jークレジットの発行、販売に取り組みます。

次に、(2)の債務の縮減について、低利資金への借りかえ制度の創設や県営林の利子相当額に係る特別交付税措置等について、引き続き国へ要望してまいります。

次に、(3)の国庫補助事業等の活用については、間伐等の保育事業の実施に当たり、国庫補助事業を最大限に活用してまいります。

最後に、4の長期収支の見通しについて御説明いたします。これまでの経営改善の取り組みや社会情勢等の変化を踏まえ、5年ごとに長期収支見通しを見直すこととしており、今回の試算では、木材販売収入などの総収入は2,223億円、保育事業費などの総支出は1,371億円となり、差額の852億円を収益として見込んでおります。

最後に、下のグラフは、県有林事業特別会計に対する一般会計からの繰入金と繰出金の推移を表しておりますが、令和19年ころまでは単年度収益がマイナスとなり、繰入金が発生し、それ以降は単年度収益がプラスに転じ、繰出金が発生する見込みとなっております。以上で説明を終わります。

○川村伸浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○ハクセル美穂子委員 私からは、最初の第2期岩手県産木材等利用促進行動計画（最終案）の関係で、確認の意味も込めて質問します。24ページに3の県産木材等に関する情報発信とか、県民の皆さんに県産木材のよさを知ってもらうというのがあり、この計画をつくられるときに素材をやっている方、それから流通をやっている方、製材をやっている方とかいろいろな方々の御意見を聞きながらつくったということは私も承知しているので

すが、器とか椅子とか家具などの木工製品を作っている方々との意見交換の場はつくっていらっしやったのですか。

○工藤技術参事兼林業振興課総括課長 この計画を策定する過程で、外部からの意見として身近に使う木製の食器などをどんどん取り入れるようにしたらどうだろうかという話がございます、どちらかというとなら岩手県の木材の取り組みからすると新しい分野でございます。

実際県内には、家具をつくる方とか木製食器をつくる方々も少しずつではありますが、ふえておまして、そういった方々にこういった取り組みに参画していただくということで、例えば木造の優良施設コンクールがあるのですけれども、令和4年度から木工部門をつくっております。岩手大学の工業デザインの先生の御意見も聞いておまして、今後はそういった方々にも参画していただきながら取り組みを進めていくことにしております。

○ハクセル美穂子委員 では、これからの分野だということで、一つ御提案というか、お願いしたいと思っております。木工をやっている方から、県産の木工用の木材の認証制度があるのですけれども、この木が本当にその地域で取れた木なのかというのがたまにはっきりしないような、何となく加工しながらそうなのかと疑うようなときがあるという話を聞きました。

県産木材の利用を進めましょうという活動をしていることによって、最近、何々市産とか、何々町産の木材でつくってほしいという話がよく来るのですけれども、産地がはっきりわからないときがあるのですという話をされまして、製品をつくる側としてはしっかりと材料を使っていますということを証明できないと、少し怖いときがあるという話も聞きました。

木材のトレーサビリティといったものを確立して配慮してやっていただけたら、木工の方々が県産のこの木ですよと言いながら商品を出していけるということでしたので、今後はぜひそういったところの意見も聞いていただきたいと思うのですが、そういうところは県にも話が来ているのか確認したいと思います。

○工藤技術参事兼林業振興課総括課長 県と木材のトレーサビリティの関係でございますが、県産材の認証証明制度がございます、従来から住宅に使う木材については、取り組んでおります。

ただ、今回県産材の証明制度をあまり使ってこなかった事業者から相談がありまして、これは証明制度を強力で普及啓発をしていく必要があるだろうということで、取り組みを進めているところでございます。

また、家具などにつきましては、広葉樹の材料が多いものですから、広葉樹を製材する工場などで認証制度をあまり理解していらっしゃらなかったという部分もございますので、今回の御意見も踏まえましてその辺の証明制度の普及啓発、その辺をより強力で進めていければと思っております。

○ハクセル美穂子委員 そういう課題もきちんと認識されていたので、よかったと思いま

す。もう一つお願いしたいのは、木というのは切って1年で木工製品になるものではないのだけれども、製品を発注する側から今年度中の事業でやってくれというような依頼があったりするそうなのです。そもそも乾燥させて、曲がらないようになったものでないと作れないのが木工製品なので、木はどういうふうに製品になるのかという知識の普及啓発のようなこともぜひ県を中心に市町村の方々などとやっていただければと思います。わかっているだろうと思っていたのですけれども、意外とわかっていない人もいるのだと私も勉強になりましたので、木を使うまでの流れみたいなものも普及していただければと思います。これをお願いして終わりたいと思います。

○柳村一委員 林業担当の方々が生懸命県産木材を売り込もうとしていろいろな取り組みをされているのですけれども、次の計画に向けて県産木材のランドマーク的なものがあつたほうがもっと普及啓発できると思うのです。いろいろなところに木材を使った公共施設があるので、例えばそういうところに先ほどハクセル美穂子委員が言ったような木工製品を置いたりすることで、SNSで発信するよりもさらにもっと県産材のPRができるのではないかと思います。今後の考え方をお伺いします。

○工藤技術参事兼林業振興課総括課長 県産材を使ったランドマーク的な施設でございますけれども、盛岡市内ですと、開運橋近くに木材をたくさん使った商業施設のクロスステラス盛岡がございます。それに次いで今、古いビルの建てかえで木材を使いたいという相談を受けております。

全国的に木材を使った中高層ビルが東京や仙台を中心に建っておりますので、我々もそういう情報を収集しまして、建設されるゼネコンの方々にもお話を聞きながら、要望のある事業者にどういう形で建てていけばいいのかというお話をしているところです。予算の問題もございますので、実際に出来上がるものがどの程度の規模のものかは、私どもではわからないのですけれども、事業者にそういう動きがあるということは、割と早い段階でランドマーク的なものができるのではないかと考えております。そういうところで木材製品を展示するというのもございますし、学校とか道の駅などのさまざまなもので木造の施設ができておりますので、県でも市町村と一緒にそういう施設もつくりながら、県のランドマーク的なものが県内至るところに建つような努力をしていきたいと思っております。

○川村伸浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

この際、何かありませんか。

○伊藤勢至委員 さきの予算特別委員会でも質問しましたが、調査をする時間があつたほうがいいと思い、ここまで引張ってきたものでありますが、富山湾で50キログラム級のマグロが38本揚がったというのテレビ報道が今月初めにありました。

現在マグロは1キログラム1万円で取引されていることからいきますと、50キログラム

のマグロで1匹50万円、それが38匹ということ、約2,000万円になります。富山湾内では、今イワシが空前の大漁だそうです。そのイワシを追いかけてきてマグロが定置網に入ったのではないかということでした。この38匹が一番に揚げて取引されたとなると、これはマグロ漁になるわけですが、一方我が県では、沿岸の各地域の定置網にマグロが入ってきている。千葉盛副委員長にもお聞きしましたところ、そういう相談を受けると。釜石地区の同僚議員に相談したところ、マグロが入ってくる例がある。そして、宮古地区にも久慈地区にもあるということです。かつては年に1回か2回まぐれ当たりで入ったものがこのごろ頻度が高い。ですが、マグロ漁の枠を持っていないので放流するしかない。しかも網を切って放流する。これは、漁業者が被害者であります。サケを狙って仕掛けた網にマグロが勝手に入ってきたのでありまして、それを漁業者が網を切って逃がしています。そういうところについて、まず富山湾の状況について確認ができていればお聞きしたいと思います。

○**太田漁業調整課長** 富山湾における定置網でのマグロ漁についてでございますが、富山県の担当者に確認しましたところ、令和5年2月の月上旬に小型のクロマグロが約15トンまとまって水揚げされております。令和5年2月28日現在のクロマグロの漁獲状況としましては、小型魚の漁獲可能量が120.9トンございますが、これに対して実績は75.7トンで、大型の漁獲可能量が17.1トンでございますが、こちらに対しまして実績は6トンとなっております。国から配分された漁獲可能量の範囲内で漁獲を行っているとお答えでした。

○**伊藤勢至委員** 漁獲量の枠をもらって漁獲をしているのですね。三陸沿岸では地球温暖化の影響かもしれませんが、海の状況が変わってきて、今サバが大漁なようです。宮古湾で同じところに、これもサケを狙っての定置網が、三つか四つあるのですけれども、そこに結構型のいいサバが入って、全体で2,000万円になったということです。マグロがスルメがだめ、サンマがだめ、サケがだめという三陸沿岸の新しい魚種になる可能性は十分にあると思うのです。サバを追いかけてくるマグロをただ目の前を通過させるだけ、しかも網にかかったものを網を切って放していることは、漁獲可能量の枠をもらう説得材料になり得ると思いますので、そういうことをしながら三陸沿岸にも漁獲量の枠をもらって、沿岸の漁業協同組合を中心に幾らかの漁獲ができるようになればと思います。青森県の大間の人たちは反対するかもしれません。マグロでほぼ1年の生活費を稼ぎ上げているのかもしれませんが、だけれども大間の人たちがマグロの稚魚を放流したという話は聞いたことがありません。これは天然のものでありますので、大間だけのものではない、これは均等に分け合っていくべきものだと思いますが、その辺の考えについてお伺いします。

○**太田漁業調整課長** マグロ資源量の回復等でございますが、こちらは国際的な合意に基づきまして漁獲量の管理をしているのですが、我が国に配分された漁獲量は、国が各都道府県に配分して漁獲量を管理しているところでございます。

令和4年の4月から令和5年3月までの令和4年管理年度におきましては、本県にも魚体重30キログラム未満のクロマグロの漁獲量、小型魚が94.1トン、30キログラム以上の

大型魚が 66.6 トンの漁獲可能量というものが配分されておりまして、その範囲内で漁業者の方がクロマグロの漁獲を行っているところでございます。

これまでの資源管理の効果によりまして、令和 4 管理年度においては本県のクロマグロ漁獲量も増加しておりまして、特に大型魚につきましては配分された漁獲可能量を超過するおそれがあったことから、定置網では漁獲可能量を重視するため入網したクロマグロを放流したところでございます。

クロマグロにつきましては、国際的な合意に基づきまして国ごとに漁獲可能量の配分を決められております。また、さらに国から各都道府県に配分されているということもありますので、まずはこれを遵守する必要があるとしまして、基本的には本県においても配分された漁獲可能量の範囲内で漁獲を行いながら、国に対しては漁獲可能量を拡大するよう引き続き積極的に働きかけていきたいと考えております。

○伊藤勢至委員 動画を見せていただきまして、200 キログラム級のマグロというのはわかるのですよ。200 キログラム級のマグロになると、豊洲市場では三、四年前まで 1 億 2,000 万円級で取引されていましてね。回転すし事業者の意地の張り合いですが、現在は本来の値段に戻って、3,000 万円ぐらいというところですけども、200 キログラム級のマグロを揚げることができるのですか。

○太田漁業調整課長 大型のクロマグロということで、30 キログラム以上のマグロということになります。先ほど御説明させていただきましたが、本県に割り当てられている漁獲可能量の枠、今年度におきますと 66.6 トンなのですが、その中に収まるようであれば、200 キログラムのクロマグロについても水揚げすることは可能になっております。

○伊藤勢至委員 わかりました。

2 点目に移ります。本県の主要魚種、今でもそういう気持ち強いわけでありまして、そのふ化養殖事業は、まず卵の確保から始まって、この卵を県内の各漁業協同組合が持っているふ化場に配分をして、そこでふ化放流事業をするわけですね。多分ふ化場の近くの河川からポンプでくみ上げてやっていると思います。ところが、親魚から生まれた卵は、例えば北海道標津町でしたら標津町の川の水で岩手県漁業協同組合のふ化場に配達されるまではその水で生きているわけですね。今北海道で川底が見えないくらいの数のサケが揚がっております。ということは、卵になって配達されるまでの間は、北海道の産地のその水で育っていますから、その水がインプットされたサケは、例えば津軽石川に持ってきて、津軽石川で 7 センチまで大きくなるまで育てて放流しても、根っこの自分が生まれたところの川の記憶というのは、標津川にあったとすれば、4 年後に戻るのには標津川でないか、だから北海道が川底が見えないくらい大量にサケが帰ってきているのではないかと素人の私は思うのです。プロの皆さんはどうお考えでしょうか。

それともう一つです。大槌町にある東京大学大気海洋研究所の研究員がサケの遡上を解明したいということで、湾内のサケの稚魚をどのくらいに成長しているのか確認をしたくて網をかけて捕ったところ、サバがいっぱい入った。サバのおなかを開いたところ、サケ

の稚魚が6匹か7匹入っていた。つまりサバがサケを食べているわけです。そして、今サバが宮古湾に相当量来ていますので、サケの稚魚が7センチであれ、10センチであれ湾内に放流して、その時期にサバがまだ回遊していたら、ほとんどサバに食べられてしまうのではないかと。これは、少し言い過ぎかもしれませんが、サバに餌を与えていることになりはしないか。そういうことも素人として考えているところなのですが、そうすると今サバがどこまで上がってきているのか、サバがいない時期に放流したほうがいいのかという考えを持ったほうがいいのかと思ったりもしているのですが、いかがなものでしょう。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 1点目のサケの川の記憶でございますが、サケの稚魚は自分の生まれた川の匂いを覚えて、帰ってくるということになっておりますが、その覚える時期は、うろこが形成され始めるころと言われていまして、北海道から本県に移入される時点では卵の状態が入ってきて、本県で育てた稚魚に仕立てるという段階を踏みますので、その時点では北海道での水の記憶はないものと、本県の川の匂いを覚えるであろうと考えています。

また、もう一点のサバに関してのお話でございますけれども、近年サバがふえております。本県の定置網で揚がっているサバの漁獲量を統計的に見ますと、震災前の平成20年から22年あたりは、7月中旬以降にサバの来遊が急激に増加したという実績になっておりますが、それが近年温暖化の影響もあって、平成30年から令和3年のデータベースですが、時期が早まって5月中旬以降に本県沖でサバが一段とふえているという傾向が見てとれます。

一方、サケの種苗放流については、これまで4月から5月にかけてふ化場から放流して、その稚魚は6月ぐらいまで大体本県沿岸に滞留しておったであろうというように思われています。ですので、サバの来遊が早くなったことによって、湾内にいたサケの稚魚が食べられていることはあるであろうと考えております。

そのことから、本県ではサケの稚魚放流を1カ月ほど早めて、サバの来遊以前に北上できるような種卵をつくろうということで、早期の卵を入れ、餌の改良をし、大型の稚魚として放流する取り組みを始めております。今年度は、3月3日から稚魚放流が開始されているということでもあります。

○伊藤勢至委員 サケがどのようにして北に向かっていくのか、まだ私自身はよくわかりませんが、放流されたサケは多分海底に沿ってプランクトンを食べながら北上していくのではないかと思います。そういう中で海底を行きますと、三陸沿岸のタラというのは底魚でございますが、三陸沿岸のタラにとってサケは餌にもなりかねない。海上、海中、海底と分けた場合、サケの稚魚は海底に行くのだと思うのです。ですから、広範囲に泳ぐサバと、それから海底にいるタラ。こういった食物連鎖の中でどういう場所で放流するのがいいのか、これを考証しながらやらないと、せっかく1億個の卵を確保して、よし、これから4年後に帰ってくればいいぞという気持ちで放流して、4年後まで待っていますでは、そう簡単にいかないのが海の世界、生態系だと思います。その辺を研究していただいて、努力して確保した1億個の卵からふ化したサケを適切な時期に放流していくこ

とを続けて、結果が出るのは4年後です。そういうことを踏まえて頑張っていたきたいと思います。ぜひそういうことから三陸沿岸の海に光が当たるような施策を展開していただきたいと思います。

卵の確保まではうまくいきました。放流が問題だと思いますが、藤代農林水産部長からお伺いして終わります。

○藤代農林水産部長 サケの4年後の回帰に向けた取り組みということでございますが、伊藤勢至委員御指摘のとおり、非常に重要な課題だと認識しております。

そもそも放流するものがないと放流できませんので、それで何とか他県にもお願いして今回1億個卵を手に入れました。それを先ほど森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長が答弁しとおり、大事に育てて、それが4年後に必ず帰ってくるようにということで、稚魚の餌になるプランクトンの状態、それから水温の状態など適正なサイズで適切な時期に放流をして、なおかつそれが、ベーリング海といいますか、世界を泳いで4年後に帰ってくる。かつて4億個放流した時期でも回帰率が2%から4%程度と記憶しておりましたけれども、非常に難しいところがありますが、回帰率を幾らかでも高められるようにしっかり研究機関や国とも連携しながら、研究も進めながら取り組んでいきたいと思います。

○工藤勝子委員 昨晚遅く、予算特別委員会の審査で全部可決されました。さらにまた今人口減少の話をして場違いかと思いましたがけれども、私の発言もだんだん少なくなってきましたので、通告もしておりましたので質問したいと思います。

今定例会の一般質問においても予算特別委員会においても、各部局において人口減少、少子化が大きな課題として取り上げられたと思っています。農業においても少子化、人口減少は生産人口の減少につながって、もう危機的な状況になってきたのではないかと考えておりました。

遠野市だけではないと思いますけれども、一つの町において本年度一人の入学者もないという地域も出てきているわけです。それがどのくらい世帯かという、500から600世帯で一人の入学者も出ていないというような実態もある中で、私もこの少子化というのは将来的に農業を進めていく上でかなり厳しい状況になるのではないかと考えていました。

そういう中で農林水産部として、どこにどう手を打つのかと資料を見ますと、いろいろありました。ニューファーマーだとか林業、水産業におけるアドバイザーですとか今までやってきたわけです。そして、今回県外からという新しい事業も出てまいりました。県内だけではだめなので、もっと外に呼びかけようということだろうと捉えたところです。

そういう中においてメタバースという言葉も出てきました。都市機能だとか、メタという、変化するとか共にとかという話があって、バースだけ調べると、何となく定位置だとか定めるみたいな形のものがある、農林水産部としてこういう言葉を使って外部からいろいろな新規就農者、就農相談活動を広げていくと、そして活用した場の提供というような形も進めていくというのですけれども、メタバースの意味と、それから外部からどのような形で人を呼び込んで、就農者を確保しようとしているのかお聞きしたいと思います。

○竹澤農業普及技術課総括課長 1点目のメタバースの意味ですが、インターネット上の仮想空間でございまして、実際に会場で行う対面形式とは違って、パソコン上で、言わば移動コストをかけずにパソコンの中で自分自身の分身となる、いわゆるアバターと呼ばれるものですが、そのアバターをパソコン上で操作することによって、実際にその会場にいるような感覚で現実に近いコミュニケーションができるというツールでございまして。

新規就農者の確保を目的としましたメタバースの活用につきましては、まだ全国的にも例がないという非常にチャレンジングな取り組みであるというところですが、現在対面主体で行っております就農相談会とは異なるアプローチをすることによりまして、本県への新たな就農希望者の掘り起こしにつなげていきたいと考えております。

それから、外部から新規就農者を呼び込むことにつきましては、まさにこうした全国の農業に関心を持つ方々が気軽にインターネットを通じて、本県農業の魅力に触れる機会だと捉えておりますし、このメタバースに限らずこれまでも東京都ですとか仙台市における就農相談会を開催しております。令和5年度におきましては、東京都で開催されます新・農業人フェアですとか、仙台市で開催されますマイナビ農林水産フェスト、こうしたイベントに今までよりも回数を倍増して参画し、対面式の就農相談ブースを設置することとしております。

いろいろなツールや機会を捉えまして、全国から本県への就農につながるように積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○工藤勝子委員 こういう新しい用語を使うと、人が注目するという意味もあるのかもしれませんが。期待したいと思っております。

農家の人たち、農村地帯を見て、少子化の一番の原因は結婚しないことなのです。私は24戸の小さな集落に住んでいます。独身者がどのぐらいいるかと数えてみたら、8人もいます。昔のようにおせっかいなおばあさんがいなくなりましたので、なかなか結婚する機会を見つけれないでいる人たちも多いのかと思いました。本当は地域でやらなければならないことなのだろうと思いますけれども、農林水産部として独身の人たちにどういった提案をして、出会いの場なり、農業的魅力や、地域における活動をアピールしていくのか、何か新しい事業が浮かんでこないかという思いをいたしました。

ニューファーマーで、二百五、六十人の人たちが新規で就農するという実態がありますが、あと5年後、いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランが終わるあたりにはかなり減少することも考えられます。ここで予算の話もしたくないのですが、この事業に対して予算は600万円程度なのです。こういうところにもっと予算をつけて、就農者が減少しないように、外部から入ってくる人たちを取り入れることを拡大していただきたいと思います。都会には都市機能のような感覚を持った人や農業をやりたいという人たちもたくさんいるのではないかと思います。岩手産業文化センターアピオで開催されるイベントもたくさんあって、提供できる状況にあると思っております。

ぜひしっかりと農林水産部としても人口減少、少子化に向き合って取り組んでほしいと

思いますので、一般質問で聞きましたけれども、最後に藤代農林水産部長に人口減少対策、少子化対策に向けた決意をもう一度お聞きして終わりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○藤代農林水産部長 人口減少対策につきましては、農林水産分野でも非常に重要な課題だと認識しております。

大きくは自然減対策と社会減対策に分けて考えるべきだろうと思っています。農林水産部とすれば、自然減というところでは、先ほど工藤勝子委員がお話しされた結婚するということについては一定ではない部分もありますが、これまでも4Hクラブの中で農業に入ってきた若い方がお互いに交流し合いながらという部分もありますし、その中で、普及員をしていた職員が農業者の方のところに嫁いだりとか、あるいは県職員が漁家の方のところに嫁いだりというような事例もあったりして、そこは施策ではないですけども、そういった形で結婚というような部分もあります。また大きくは女性が活躍できるというような中で、農村部においても女性が安心して子供を産み育てられるようにということで、今どきは子供をおんぶして働くということはほとんどありません。農家の方もそういう認識はしていません。雇用する場合も、例えば一番わかりやすいのはトイレの問題だったりするのでですけども、男女別にするとか、洋式にするとか、そういった助言もしながら、自然減対策に寄与できればと思っています。また、社会減対策のところでは、例えば、農業分野では去年は280人程度新規就農者がありますけれども、20%程度が県外から来ている方です。水産分野でも同じように20%程度です。県立農業大学校で見ますと、4割程度が県外から、いわて水産アカデミーでも過去4年間のアベレージを見ますと、4割程度の方が県外から学校に入っているという実績がありますので、先ほど竹澤農業普及技術課総括課長が申し上げましたとおり、県外に行ってしっかり岩手県の農業をPRして興味を高めていただくとともに、岩手県にはこういったしっかり学べる機関があるのだということです。農業なり、水産なり、林業もそうなのですけれども、しっかり勉強できて就農できるといったこともしっかりアピールしながら農林水産分野で就業者がふえる、ひいては岩手県の人口増につながっていくような取り組みも積極的に進めていきたいと考えております。

○工藤勝子委員 藤代農林水産部長、本当にありがとうございました。

そういう中において、最後になりますけれども、地域には地域おこし協力隊や緑の協力隊など、県外から入ってきた人たちがたくさんいらっしゃるわけです。こういう担い手を育てるには、人が人を育てるという意味からも、そういう人たちを活用して、相談窓口をそちらにも分けて、ある程度支援もしながら、人の流れというようになって、つながりで呼ぶということも考えられるのかと思っておりましたので、そういう活用もしていただければと思います。よろしくお願いいたします。終わります。

○川村伸浩委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、4月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、県産木材の流通の状況についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査については、お手元に配付しております令和5年度農林水産委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。